

[令和4年6月17日改正、8月1日施行]

《164～166 頁》「外務員資格試験等実施要領」の一部改正

新	旧
<p>本会が、外務員資格試験等規則（以下「規則」という。）に基づき行う<u>更新講習並びに外務員登録資格認定講習</u>（以下「講習等」という。）及び試験は、本要領により実施する。</p> <p>1. ～ 2. （略）</p> <p><b>3. 外務員登録資格認定講習の開催</b></p> <p>(1) <u>外務員登録資格認定講習</u>（以下「認定講習」という。）は、<u>コンピュータ講習の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ講習の実施ができない場合には、本会の指定する日時及び場所において集合研修の方法により講習を行うことができる。</u></p> <p>(2) <u>前項但書の日時及び場所の指定は、本会の開催通知をもって行う。</u></p> <p>(3) <u>講習内容は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>商品デリバティブの社会経済的意義等について</u></p> <p>② <u>商品デリバティブ取引に関する主な法律・政令・規則について</u></p> <p>③ <u>適切な営業行為及び商業倫理について</u></p> <p>④ <u>外務員が法令に違反した時の効果について</u></p> <p>(4) <u>認定講習受講のための教材は以下の通りとする。</u> <u>商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）</u></p> <p>(5) <u>認定講習の講習時間は120分とする。</u></p> <p>(6) <u>認定講習に付設される理解度確認テストに80%以上の正答率をもって解答したことをもって本講習修了とする。</u></p> <p><b>4. 受講・受験の申込手続等</b></p> <p>(1) <u>コンピュータの方法により、講習等又は試験を実施する場合</u> (略)</p> <p>(2) <u>1. の(1)の但書、2. (1)の但書及び3. (1)の但書により、行う場合</u></p> <p>① <u>受験の申込みを行おうとする会員等及び未許可</u></p>	<p>本会が、外務員資格試験等規則（以下「規則」という。）に基づき行う<u>試験及び更新講習等</u>は、本要領により実施する。</p> <p>1. ～ 2. （略）</p> <p>(新 設)</p> <p><b>3. 受講・受験の申込手続等</b></p> <p>(1) <u>コンピュータの方法により、試験又は講習を実施する場合</u> (略)</p> <p>(2) <u>1. の(1)の但書及び2. (1)の但書により、行う場合</u></p> <p>① <u>受験の申込みを行おうとする会員等及び未許可</u></p>

新	旧
<p>法人等は、受験者ごとに別紙様式1の「試験申込書」に必要事項を記入し、受験者全員についての総括表を添付して本会へ提出する。</p> <p>なお、<u>講習等</u>の受講の申込みについては、開催通知に同封する受講申込書に必要事項を記入して本会へ提出する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>5. 未許可法人等の提出書類</u> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和4年8月1日から施行する。</u></p>	<p>法人等は、受験者ごとに別紙様式1の「試験申込書」に必要事項を記入し、受験者全員についての総括表を添付して本会へ提出する。</p> <p>なお、<u>更新講習</u>の受講の申込みについては、開催通知に同封する受講申込書に必要事項を記入して本会へ提出する。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p><u>4. 未許可法人等の提出書類</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>